計画の名称：甘楽町歴史的風致維持向上計画

主　　体：甘楽町

計 画 期 間：平成２２年度から平成３１年度

はじめに

（１）計画策定の背景と目的

平成２０年（２００８）１１月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成２０年５月２３日法律第４０号）（以下「歴史まちづくり法」という。）は、第１条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定義し、その維持及び向上を図ることを定めている。

甘楽町は、縄文時代後期の粟ノ沢遺跡をはじめ多くの歴史的な文化遺産に恵まれており、名勝「楽山園」と一体となった武家屋敷地区の整備、町屋地区の町並み整備といった、文化財や歴史的景観を活かしたまちづくりを進めている。また、歴史の中で培われてきた伝統文化や伝統技術によって形成された歴史的建造物などの歴史文化遺産が現在も数多く残されており、今後さらに甘楽町の個性を磨き高めていくため、これらの歴史文化遺産を保存・活用しながら、甘楽町の歴史的風致を後世に伝えていくことが重要である。

近年、世界遺産登録を目指した運動などに関連して身近な甘楽町の歴史文化遺産に対する住民の関心が大いに高まり、その価値の再評価と保護が強く求められるようになった。加えて、文化財として保護する対象の広がりや文化財相互の関連性を踏まえた周辺環境の保護や整備がますます重要となっており、今後、歴史的風致を活かしたまちづくりの展開が期待されている。

甘楽町固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、「歴史まちづくり法」第４条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第５条の規定により「甘楽町歴史的風致維持向上計画」を作成する。

（２）計画策定の経緯と体制

① 計画策定の経緯

平成２０年　５月２３日	「歴史まちづくり法」の公布
平成２０年１１月　４日	「歴史まちづくり法」の施行
平成２２年　２月　１日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」を主務大臣（文部科学省･農林水産省･国土交通省）へ認定申請
平成２２年　３月３０日	主務大臣より「甘楽町歴史的風致維持向上計画」が認定
平成２２年１２月２４日	甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会において、「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更について承認を得る。
平成２３年　３月２３日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更を主務大臣（文部科学省･農林水産省･国土交通省）へ認定申請
平成２３年　３月３１日	主務大臣より「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更について認定を得る。
平成２３年　８月２３日	甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会において、「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更について承認を得る。
平成２３年　８月２４日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更を主務大臣（文部科学省･農林水産省･国土交通省）へ認定申請
平成２３年　９月１４日	主務大臣より「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更について認定を得る。
平成２４年１２月２０日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更を主務大臣（文部科学省･農林水産省･国土交通省）へ認定申請
平成２５年　１月１１日	主務大臣より「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更について認定を得る。
平成２７年　２月１２日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更を主務大臣（文部科学省･農林水産省･国土交通省）へ認定申請
平成２７年　２月２７日	主務大臣より「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更について認定を得る。

② 計画策定の流れ

本計画の位置付け及び策定の体制は以下のとおりである。

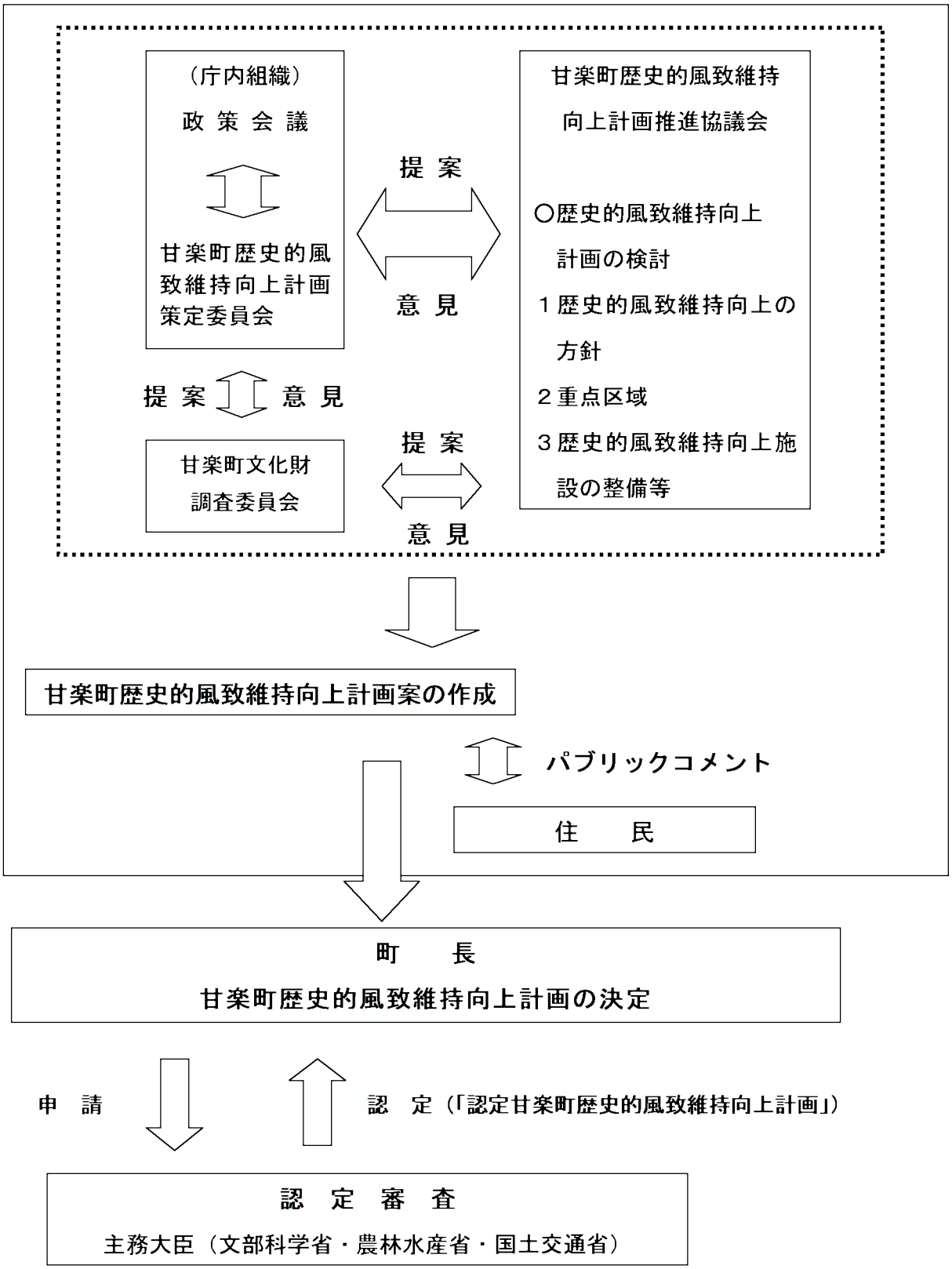

③ 甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会

素案の段階で、甘楽町文化財調査委員会の委員から意見を聴取、その意見を反映し、甘楽町歴史的風致維持向上計画策定委員会で素案を作成した。また、事業の推進や変更に関する協議・調整を行うため、要綱により甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会を組織した。

甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員

所　属　等
甘楽町長（会長）
甘楽町副町長（副会長）
学識経験者（地域活性化計画）
学識経験者（景観計画）
学識経験者（建築計画）
群馬県県土整備部都市計画課長
群馬県教育委員会文化財保護課長
群馬県西部県民局西部農業事務所農村整備課長
群馬県西部県民局富岡土木事務所長
甘楽町議会議長
甘楽町教育長
甘楽町区長会長
第１区長
第２区長
第３区長